

(一部改訂 令和4年5月30日)

感染拡大予防にかかる施設利用指針 【貸会議室・劇場等共通】

令和2年9月18日

神戸市

1. はじめに

市有施設（劇場等、貸会議室）の管理者においては、利用者の安全・安心を確保するため、政府が感染拡大状況ごとに改定を行う「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及びそれに伴う「事務連絡」、兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」、市の「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を適宜確認し、そこで示された利用条件を遵守した上で適切な施設運営に努めること。また、利用内容に応じて、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえた対策を徹底すること。

2. 各施設における感染拡大を予防するための措置

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会作成）」や「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公社）全国公民館連合会」をはじめ、業種別ガイドラインに沿って措置を講ずること

3. 施設管理者が講ずる具体的な対応策

3-1. 施設内の各所における対策

①施設内

- ・少なくとも施設の開館の際には、施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとること
なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いること
- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行うこと
また、公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行うこと
- ・手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置すること
不足が生じないように定期的な点検を行うこと
必要であれば、入口数を制限することも検討すること
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図ること
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること
- ・行列は、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すよう工夫すること

②公演会場入口

- ・公演主催者に対し、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請すること
- ・会場入口の行列は、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すよう工夫すること

③チケット窓口／受付窓口

【チケット窓口】

次の通りチケット窓口で対応を行うものとし、公演主催者やチケット取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請すること

- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、購買者等との間を遮蔽すること。ただし、飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること
 - 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること
 - 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと
 - 不明の点があれば、所管の消防署に相談すること
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨すること
- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用すること
また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化の導入も検討すること

【受付窓口】

- ・人と人が対面する場所は、上記【チケット窓口】と同様にアクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置すること

④ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等により促すこと
- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行うこと
- ・常時換気に努めること
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと
- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行すること
- ・人と人との距離を十分に確保すること（1 m）

⑤会議室、稽古スペース、展示スペース等

- ・常時換気に努めること
- ・テーブル、椅子等の備品の消毒を定期的に行うこと
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施すること

⑥楽屋、控室

- ・常時換気に努めること
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと

⑦トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行うこと
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ・個人のハンカチ等を使うよう徹底すること
- ・ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないこと
- ・劇場等トイレの混雑が予想される施設の場合、施設管理者は十分な間隔（最低1 m）を空けた整列を促すよう要請すること

⑧飲食施設、ショップ等

施設管理者は施設内の飲食事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請すること

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨すること
- ・飲食物を提供する場合、異なるグループ又は個人間では座席を最低1席または十分な人と人との間隔（1 m）を空けるよう、各店舗において席の配置を工夫すること
- ・混雑時の入場制限を実施すること
- ・施設内の換気を徹底すること
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底すること
- ・飲食施設の従業員は、マスクの常時着用と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するようにすること
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮蔽するよう努めること。ただし、飛沫防止用シートについては上記③【チケット窓口】の記載事項に留意すること
- ・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようにすること
- ・会場に付属する飲食カウンター等については、休憩時等に密集状態が発生しないようにすること。また、使い捨ての紙食器を推奨すること

⑨清掃・ゴミの廃棄

施設管理者は施設内の清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請すること

- ・清掃やごみの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること
- ・作業を終えた後は、手洗い・消毒を行うこと

3-2. 従事者に関する感染防止策

- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫すること
 - ・マスク常時着用や手指消毒を徹底すること
 - ・出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行うこと
- さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とすること

- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること
 - ・従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと

3-3. 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報すること

- ・咳エチケット、適切なマスクの正しい（削除：常時）着用（不織布を推奨）、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）への登録を積極的に呼びかけ、パンフレットに印字する等有効な周知広報に努めること

3-4. 保健所との関係

- ・施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携を図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えること

4. 貸会議室等の利用者に協力を求める具体的な対策

- (1) 業種別ガイドラインの遵守
- (2) 適切なマスクの正しい着用（不織布を推奨）
- (3) こまめな手洗
- (4) 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- (5) こまめな換気
- (6) 入退室時や待合場所等では密集せず、身体的接触は避ける
- (7) 会話が想定される場合の飲食禁止
- (8) 入室前（自宅出発前）の検温
- (9) 参加者の把握及び接触確認アプリ（COCOA）への登録

※ (2) については、2メートルの身体的距離を確保し、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。

5. 公演等の主催者に協力を求める具体的な対策

※施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずるものとする

5-1. 公演前の対策

①入場制限

- 公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討すること
(例) 開場・休憩時間の延長、入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化、入場待機列の設置、日時や座席の指定予約による人数調整、大人数での来館の制限 等

②来館者との関係

- チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努め、作成した名簿を一定期間(概ね1ヵ月間)保存すること
また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること
- 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知すること

③公演関係者との関係

- 可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間(概ね1ヵ月間)保存すること
また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること
- 有症者は出演・練習を控えること
- 演者と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処を講じること
- 本指針及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ること

5-2. 公演当日の対策

①周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知すること

- 咳エチケット、適切なマスクの正しい着用(不織布を推奨)、手洗い・手指の消毒の徹底
- 社会的距離の確保の徹底
- 下記の症状に該当する場合、来場を控えること
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

②来場者の入場時の対応

- 以下の場合には、入場しないよう要請すること
発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
咳、咽頭痛などの症状がある場合
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行うこと
- 入待ちは控えるよう呼びかけること
- オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は、貸し出しは行わないこと
- パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにすること
- プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けること

③公演会場内の感染防止策

- 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めること
- 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めること
- 大声での歓声、声援等または歌唱等が想定されるものについては、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では、座席間隔を設けなくともよい
- 座席の最前列から舞台までの間は最低2mを確保すること
- 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請すること
- 来場者と接触するよう演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにすること
- 場内における会話は控えていただくよう周知すること
- 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和に努めること

④公演関係者の感染防止策

- 公演の運営に必要な最小限度の人数とすること
- 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とすること
さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- ・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること
- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとること
また、公演前後の手指消毒を徹底すること
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用すること
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限すること
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと

⑤感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行うこと
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること
- ・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること

⑥物販

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売やキャッシュレス決済を推奨すること
- ・パンフレット等の物販を行う場合、人と人との距離（1m）を十分に確保し整列していただくようにすること
- ・物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底すること
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めること
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと

⑦来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行うこと
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼びかけること

5-3. 公演後の対策

- ・公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヵ月間）保存するよう努めること
- ・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと

・なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずること
【利用者への呼びかけ】

- ・利用者の体温測定、体調不良者やマスク未着用者は入館自粛（玄関掲示）
- ・館内の会話自粛。特に利用者同士の大声での会話を行わないよう周知（館内掲示）
- ・接触確認アプリ（COCOA）への登録を積極的に呼びかけ、チラシ、パンフレットに印字する等有効な周知広報に努めること。

■下記の内容について、来館いただく方に周知してください

《ご来館の皆様へ》

■施設内では、原則マスク着用をお願いしていますが、2メートルの身体的距離を確保

し、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません

■来館前には、体温を測定いただき、体調不良の場合は、来館しないでください
来館時に体温を測定する場合があります

■施設内では、利用者同士で大声での会話をしないでください

■入場時には、手指を消毒してください

■ロビーでは「密」にならないよう注意してください

■入退出時は、十分な間隔（最低1m）を確保し、誘導員の指示に従ってください

■終了後は速やかに退場してください

■感染が発生した場合に備え、利用者等の名簿（氏名・緊急連絡先）を適正に保管いたします

■接触確認アプリ（COCOA）への登録にご協力をお願いいたします

【参考】

- ・内閣官房「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210108>

- ・「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）」

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf

- ・「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（（公社）全国公民館連合会）」

https://kominkan.or.jp/file/all/2021/20211019_02guide_ver04.pdf